

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 22 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の期間

令和 6 年 9 月 2 日から令和 6 年 10 月 30 日まで

### 2 監査の対象 部落解放同盟飯塚市協議会

市民協働部 人権・同和政策課

### 3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、部落解放同盟飯塚市協議会に対し令和 5 年度に本市が交付した補助金について、出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施しました。

#### (1) 監査の主な着眼点

- ① 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ② 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時行われているか。
- ③ 補助金が補助目的以外に流用されていないか。また、補助条件は完全に履行されているか。
- ④ 精算報告は適切に行われているか。
- ⑤ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- ⑥ 出納関係帳票の記帳、保存及び整備は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ⑦ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

#### (2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、団体が実施する事務のうち飯塚市が補助金を交付している事務を対象として実施しました。

## 第2 団体の概要

### 1 設立目的等

部落解放同盟飯塚市協議会は飯塚市内の部落を拠点とし、部落の完全解放、真に人権が確立された民主社会の実現を図ることを目的に、この目的を達成するために活動する部落住民、部落出身者で構成する自主的大衆団体で、差別と闘うすべての人々との連帯を目指す。

### 2 事務所の所在地

飯塚市伊岐須 869-1 伊岐須会館内

### 3 役員及び会員数

役員 15名（執行委員長1名、書記長1名、財務委員長1名、執行委員2名、専門部長3名、支部統括長5名、会計監査員3名）うち1名兼務  
（令和5年4月10日現在）

会員 466名（令和5年4月1日現在）

### 4 主な事業

- ① 人権のまちづくり事業
- ② 子ども支援事業
- ③ 女性支援事業
- ④ 高齢者支援事業
- ⑤ 人材育成事業
- ⑥ その他協議会の目的達成に必要な事業

## 第3 補助金交付額

【令和5年度 部落差別解消推進団体補助金】 16,481,771円

## 第4 監査の結果

計数上の誤りはなく、市から交付された補助金は確実に収納されており、支出も帳票類が整理され、関係書類の一部に不備があったものの、監査した事務は、概ね適正に執行されていると認められました。

なお、令和5年度の事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

## 【人権・同和政策課に対する指摘事項】

### 1 補助対象経費について（局長指摘事項）

飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱第 3 条には、「補助の対象となる経費は、次に掲げる活動及び事業に要する経費並びに団体の運営に要する経費（食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でないと認めた経費を除く。）であって、別表に掲げる経費とする。」と規定されている。

しかしながら、事業費として支出した研修参加者の弁当代を、補助対象経費に含んでいたが、弁当代は食糧費であるため、補助対象外であると思料する。

今後は、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、実績報告書等審査時の書類確認を徹底すること。

## 【部落解放同盟飯塚市協議会に対する指摘事項】

### 1 補助対象経費について（局長指摘事項）

飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱第 3 条には、「補助の対象となる経費は、次に掲げる活動及び事業に要する経費並びに団体の運営に要する経費（食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でないと認めた経費を除く。）であって、別表に掲げる経費とする。」と規定されています。

しかしながら、事業費として支出した研修参加者の弁当代を、補助対象経費に計上していましたが、弁当代は食糧費であるため、補助対象外であると思料します。

今後は、同要綱に従い、適正な事務処理を行うようにしてください。